

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 延滞税の計算の基礎となる国税が次のいずれかに該当するものである場合に、特例規定の適用はないものとして取り扱う。</p> <p>(1) 重加算税が課されたものである場合</p> <p>(2) <u>国税通則法第157条の規定による通告処分若しくは告発又は同法第156条若しくは第158条の規定による告発がされたものである場合</u></p> <p>(注) <u>1 延滞税の計算の基礎となった国税について、当初過少申告加算税又は不納付加算税が課されていたところ、その後これらが取消しされ、重加算税が課された場合には、当初から特例規定の適用がないものとして、延滞税を徴収することになるのであるから留意する。</u></p> <p><u>2 隠蔽し、又は仮装したところに基づき国税通則法第23条第3項に規定する更正請求書を提出することによりその国税を免れ、又はその国税の還付を受けた者は、同法第61条第1項の「偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者」に該当するのであるから、その者が提出した令和7年1月1日前に法定申告期限等が到来する国税の更正請求書に係る同項に規定する特定修正申告書の提出又は同項に規定する特定更正により納付すべき国税については、当該国税が上記(1)に該当しない場合であっても、特例規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>2 特例規定の適用に当たっては、偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は<u>国税の還付を受けた部分の税額についてだけ適用がないものとして取り扱う。</u></p>	<p>1 延滞税の計算の基礎となる国税が次のいずれかに該当するものである場合に、特例規定の適用はないものとして取扱う。</p> <p>(1) 重加算税が課されたものである場合</p> <p>(2) <u>国税犯則取締法第14条の規定による通告処分若しくは告発又は同法第13条若しくは第17条の規定による告発がされたものである場合</u></p> <p>(注) 延滞税の計算の基礎となった国税について、当初過少申告加算税又は不納付加算税が課されていたところ、その後これらが取消しされ、重加算税が課された場合には、当初から特例規定の適用がないものとして、延滞税を徴収することになるのであるから留意する。</p> <p>2 特例規定の適用に当たっては、<u>重加算税の計算の基礎となった部分の税額又は通告処分若しくは告発の原因となった部分の税額についてだけ適用がないものとして取扱う。</u></p>